

天理大学利益相反マネジメントポリシー

I. 目的

- 1 利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という）は、天理大学（以下「本大学」という）の産学官連携活動の推進にあたり、不可避免的に生ずる利益相反の問題について、教職員等が、公正かつ効率的な業務を行っていく上で常に意識しなければならない取り組むべき姿勢と対処するためのルールを、内外に明示することを目的として制定するものである。
- 2 本大学は、建学の精神に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学業を教授研究し、もって人類の福祉と文化の発展に貢献する人材を育成することを使命とする。

他方、今日の大学は、自らの研究成果を産学官連携活動などを通じて社会に広く還元して、大学としての役割を果たすことが求められている。そして、教職員が学外機関と連携することにより、学生の社会に対する理解を深めることはもとより、学生が大学で得た理論を社会で実践し、応用力を高める機会が得られることから産学官連携は実務教育の実践現場と捉えることもできる。

しかしながら、産学官連携活動を進める場合、教職員等が特定の企業等から正当な経済的利益を得ることや、特定の企業等に対し一定の範囲で責務を負うことも想定される。かかる教職員等の産学官連携活動に伴って、「利益相反」の発生する可能性が不可避免的に存在するため、本大学として常に注意を払う必要がある。そのため、本大学教職員等が公正かつ効率的に業務に専念でき、学外機関である企業等との連携が円滑に推進できる環境が整備できるよう本大学としての利益相反に取り組むべき姿勢とこれに対処するためのルールを定め、利益相反マネジメントの基本的な考え方を示す。

II. 定義

利益相反をつぎのように定義する。

- （1）「狭義の利益相反」とは、教職員等または本大学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいう。
- （2）「責務の相反」とは、教職員等が兼業活動により企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本大学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。
- （3）「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。

III. 利益相反マネジメントの基本的方針

- 1 本大学は、産学官連携による社会貢献を教育・研究に続く使命の一つとして位置づけ、産学官連携活動を積極的に推進する。
- 2 本大学は、産学官連携活動を推進するにあたり、社会通念上求められるであろう、公明性、公平性および中立性を保持した手続きを定める。
- 3 本大学は、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組めるように利益相反マネジメントに関する適切な学内ルールおよびシステムを整備する。
- 4 本大学は、産学官連携活動によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員等が安心して産学官連携活動を推進できるように支援する。

IV. 利益相反マネジメントの対象および問題解決のための基準

1 利益相反マネジメントの対象者

- (1) 大学の専任教職員
- (2) その他、本大学附属の施設に属する者

2 対象の範囲

利益相反の生じる可能性のある行為は、概ねつぎの場合をいう。

- (1) 兼職・兼業活動の場合
- (2) 職務に関連し、学外から報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- (3) 自らの知的財産権を本大学以外の第三者に譲渡または使用許諾する場合
- (4) 共同研究や受託研究または奨学寄付金による研究に携わる場合
- (5) 外部から寄附金・設備・物品の供与を受ける場合
- (6) (1)～(5)の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設・設備の利用を提供する場合
- (7) (1)～(5)の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合
- (8) その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便益を供与され、または供与が想定される場合

3 問題解決のための基準

産学官連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 本大学の職務および利益に対して、教職員等個人の利益を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。
- (2) 個人的な利益の有無にかかわらず、本大学以外の活動へ時間配分を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。
- (3) 教職員等が本大学以外の活動を優先させることによって、教育面での支障が生じていると第三者から判断されることがないようにする。

V. 利益相反マネジメントの体制

- 1 利益相反マネジメントに関する事項は、別に定める利益相反委員会において審議する。
- 2 教職員等の利益相反に関する相談窓口として、利益相反窓口を教育研究支援課に置く。

VI. 利益相反マネジメントの手続等

- 1 利益相反マネジメントの対象者は、産学官連携活動によって生じる利益相反に関する情報を利益相反委員長に報告しなければならない。
- 2 委員長は、適切な時期に自己申告書を教職員へ配付して、利益相反の可能性がないか周知する。
- 3 教職員等から提出された情報は、「学校法人天理大学個人情報保護規程」および「学校法人天理大学個人情報保護規程施行細則」に基づき判断し、教育研究支援課が記録および保存する。

- 4 本大学の利益相反に関する情報について、個人情報の保護に配慮し必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

VII. その他

- 1 本ポリシーに関する事務は、教育研究支援課が取り扱う。
- 2 本ポリシーの改廃は、利益相反委員会および全学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

付 則

1. このポリシーは、平成28年5月2日から施行する。
2. 改正ポリシーは、平成30年4月1日から施行する。